

日本数学会東北支部 運営規則

2000年10月6日制定

2006年2月16日改訂

2008年10月1日改訂

1. (事務局) 日本数学会東北支部(以下、当支部と呼ぶ)は、東北地区(青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県)の日本数学会会員に關係する學術的諸活動を円滑に行うために事務局を設ける。
2. (支部評議員) 当支部に属する正会員の中から支部を代表する評議員(以下、支部評議員と呼ぶ)を選出する。日本数学会定款第22条により、支部評議員の任期は1年であり、再選は妨げない。また、日本数学会細則第10条により、当支部を代表する評議員は2名である。選出方法は同細則第11条に従う。
3. (支部代議員) 日本数学会細則第13条により当支部に割り当てられた人数の代議員(以下、支部割り当て代議員と呼ぶ)を当支部に属する正会員の中から選出する。日本数学会定款第20条により、支部割り当て代議員の任期は1年であり、再選は妨げない。選出方法は同細則第14条に従う。
4. (支部評議員候補者の選出) 支部評議員候補者2名の選出は次のようにして行う。
 - (1) 当支部会員2名からなる評議員選出委員会を発足させる。選出委員の任期は当該年度内までとする。選出委員委員会は事務局におく。
 - (2) 現支部評議員は次期支部評議員候補者2名を選出委員委員会に推薦する。その際、1名は当支部事務局がおかれた機関に属する会員とし、もう1名はそれ以外の当支部会員とする。
 - (3) 当支部会員は支部評議員候補者に立候補することができる。立候補する会員は評議員選出委員会に10月1日までに届け出る。
 - (4) 評議員候補者が前項の期日を過ぎて2名のときには、次期評議員候補者とし学会に推薦する。次期評議員候補者が3名以上いる場合には、選出委員委員会は支部会員による投票を実施し、上位2名を次期支部評議員候補者とする。得票数が同数であるときは、年齢の若い方を優先し、次いで過去の評議員経験年数の少ない方を優先する。この方法で上位2名が決まらないときは、籤引きで候補者を決める。

5. (支部割り当て代議員候補者の選出) 現支部評議員は日本数学会細則第14条の定めるところに矛盾しない期日をもって、現支部評議員を含む当支部正会員の中から次期支部割り当て代議員候補者を定める。その際、1名は当支部事務局がおかれた機関に属する会員とし、1名は当該機関・部局以外の当支部会員とする。
6. (評議員の欠員) 支部評議員に欠員が生じた場合、日本数学会細則12条に従って欠員を補充することができる。但し、当支部評議員が当支部から他支部に転出した場合は、引き続きその任期終了まで支部評議員を務めるものとする。
7. (支部会の開催) 評議員は原則として持ち回りで支部会を開催する。

附則

1. 当面の間、事務局は東北大学大学院理学研究科数学専攻内におく。
2. 当面の間、支部会は年一回、一方の評議員の所属する機関・部局において開催する。また支部会は原則として隔年で事務局の設置された機関において開催し、他年度は他方の評議員の所属する機関において開催する。